

自然災害に便乗した 悪質商法にご注意ください!



(消費者庁イラスト集より)

台風や豪雨、地震などの自然災害をきっかけや口実とした便乗商法の相談があるので、注意しましょう。

被害にあいそうになったとき、被害にあってしまったときは、**消費生活センター**等にご相談ください。

<事例1>

台風が過ぎた数日後、突然業者が訪問してきて、「火災保険の請求申請を代行するので申請しないか、手数料は受け取った保険金の40%でよい」という。しかし、台風による被害はないのに保険金の請求は可能なのか。

◆アドバイス

被害も受けていないのに、被害を装い保険金を請求するのは詐欺に当たります。絶対に契約しないでください。

<事例2>

大雨により近所の家が被害を受けたが、我が家は少し高台にあったので被害を逃れた。大雨の数日後、「火災保険を利用すれば**自己負担無し**で住宅修繕できる。保険申請も手伝う。」などといって業者が訪問してきた。突然の訪問だったので、言われるままに契約した。翌日「被害に遭っていない」というと、経年劣化による損傷を自然災害が原因と偽って保険金を請求するように言われた。怪しいと思い解約を申し出ると、**高額な解約料**を請求された。

◆アドバイス

請求した保険金が支払われず、工事費が自己負担になったり、高額な解約料を請求されたりするケースもあります。自然災害で住宅が損害を受けたときは、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険支払の対象となるのか等を確認しましょう。

なお、経年劣化を自然災害と偽って請求した場合は、保険の契約者が犯罪として罰せられることもあるので、注意しましょう。

◆福岡市消費生活センター相談コーナー (相談無料・秘密厳守)

【相談専用電話】 **092-781-0999**

●月～金曜日 9時～17時 第2・4土曜日 10時～16時(電話相談のみ)

◆消費者ホットライン(最寄りの消費生活センター・相談窓口につながります)

(局番なし) **188(いやや!)**